

## 10.32

## 意匠法第4条第3項にいう「証明する書面」についての取扱い

いわゆる「証明書」に限らず、それ以外の「書面による証拠」も「証明する書面」として取り扱うこととする。

(説明)

一般に「証明書」とは、ある事実の存否について確信を抱かせる挙証をいうものであるが意匠法第4条第3項の「証明する書面」については、その内容、形式共に他に何ら法定されていない。そのため、提出されてくる「証明する書面」の内容、形式は種々多様に亘ることが想定される。

そこで、ここにいう「証明する書面」には、いわゆる「証明書」は勿論その他刊行物等の書面による証拠を含んで解するものとする。